

川上村、南牧村及び国立大学法人信州大学の包括的連携に関する協定書

川上村（以下「甲」という。）、南牧村（以下「乙」という。）及び国立大学法人信州大学（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲、乙及び丙が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (2) 甲、乙及び丙が共同で実施する事業に関すること。
- (3) その他甲、乙及び丙が必要と認めること。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

2 連携協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に甲、乙及び丙の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も、また同様とする。


（その他）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年8月2日

甲 川 上 村 長

藤原忠彦 

乙 南 牧 村 長

大村公三郎 

丙 国立大学法人信州大学長

濱田州博 